

令和5年度定期監査（上期）

- 1 実施期間** 令和5年5月12日から6月14日まで
- 2 対象とした事項及び範囲** 令和4年度 一般会計及び特別会計の歳入歳出予算執行状況について（令和5年3月31日現在）
- 3 対象部課名** 丹生川支所、清見支所、荘川支所

4 着眼点

一般会計及び特別会計の歳入歳出予算執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・ 正確性：財務関係書類等の正確性の検証
- ・ 適法性：法令・規則等に準じた事務処理がされているか、調達（契約）の方法などが適正か
- ・ 計画性：予算の執行は計画的に行われているか
- ・ 効率性：事業運営が費用・労務を最少限とする手法か
- ・ 有効性：事業運営の結果が、所期の目標を達成しているか、また、効果をあげているか

5 監査の方法

対象3支所を巡回し、各支所から提出された資料について、書類監査を行うとともに、説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行状況は全般にわたり概ね適切であった。

なお、監査の過程での軽微な事項については、口頭で指示をしたが、特に次の諸点については留意されたい。

・ 公民館使用許可申請について

支所に併設した公民館の使用許可申請の手続きについて、使用許可申請書等の諸帳票を確認したところ、以下の支所において不適切な処理が見受けられた。

支所名	公民館名	申請日	許可日	調定日	納付日	使用日
丹生川支所	丹生川公民館	5/9(月)	5/9(月)	6/1(水)	6/27(月)	5/11(水)
荘川支所	荘川公民館	1/30(月)	1/30(月)	1/30(月)	2/1(水)	3/21(火)

①申請期間について

高山市公民館使用に関する規則（以下、「規則」という。）第5条第2項において、使用許可申請書を提出する期間は、使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日の3日前までと規定している。

丹生川公民館では、規則で定める期間より後に、荘川公民館では、その期間より前に使用許可申請書を受け付けていた。

規則に基づいた事務処理に努められたい。

②調定日及び納付日について

調定については、地方自治法第231条（歳入の収入の方法）、地方自治法施行令第154条（歳入の調定及び納入の通知）及び高山市会計規則第17条（調定の通知）で規定している。

歳入の調定とは、歳入の内容等を調査し、収入金額を決定する内部的意思決定行為である。

規則第7条の2において、公民館の使用の許可を受けたものは、使用許可書の交付を受けた日に使用料を納付するものと規定している。

丹生川公民館では、公民館の使用後に調定の通知が行われていたが、許可書を交付した日に調定すべきである。

また、丹生川公民館及び荘川公民館では、使用料の納付日が許可日から遅延した日となっていた。

さらに、使用者に交付する納入通知書兼領収済通知書の納期限が、調定日から20日後の期日となっていた。

規則に基づいた事務処理に努められたい。

なお、市民の自主的かつ自発的な生涯学習及び社会教育活動等の場として広く活用されるためにも、実態に合った規則となるよう併せて検討されたい。